

# 仕 様 書

## 1 業務名

本庁舎周辺樹木のせん定等業務

## 2 業務場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

本庁舎周辺

## 3 業務の範囲

別紙1 図面のとおりとする。

## 4 実施期間及び回数

別紙2 工程表のとおりとする。ただし、苦情等を受けたもの及び苦情等が予想されるものについては、必要であれば発注者との協議に基づき、工程表に関わらず実施する場合がある。

## 5 対象の樹種及び数量

別紙3 対象の樹種・数量のとおりとする。

## 6 業務内容

### (1) 樹木のせん定・徒長枝等の刈り込み

ア 樹木せん定は、対象樹木の徒長枝、枯損枝、ひこばえ等を切除するなどして樹冠を整える一連の作業を行うこと。

イ マツのせん定は、新梢のせん定と古葉取りを行うこと。

ウ バラのせん定は、夏季せん定（込みすぎた枝や細い不用枝の枝抜きと、徒長枝を中心とした弱めの切り詰めせん定）及び冬季せん定（強めの切り詰めせん定を行い、古い枝は新しく出たシュートと更新させること。なお、枝を切る場合は、必ず外芽が残るように切ること。）を行うこと。

エ 中低木せん定した枝葉は、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。

なお、処分先及び処分量等の集計表を提出すること。

オ 歩道上に車を止めて作業する際には、警察署及び国土交通省広島国道事務所（2号：広島維持出張所、54号：可部国道出張所）に対して業務に関係する諸手続きを行うとともに、交通誘導員を配置し、歩行者等に迷惑を及ぼさないようにすること。

カ サクラは被爆樹木であり、樹木医の指導のもとで管理が必要である。このため、サクラのせん定にあたっては、本市と協議の上、実施すること。場合によっては、樹木医立ち会いのもとでせん定を実施する。

### (2) 施肥

ア 中・低木、寄植には、スーパーソイル同等品以上を1,000平方メートルにつき100キログラム、株元に散布すること。散布の際には、枝葉等に直接肥料が接触しないように注意すること。

イ 次に掲げる樹木（記念樹等）には、複合ウッドエース（23.2.0）同等品以上を、1本につき、株元に60グラムずつを6箇所程度埋め込むこと。

(ア) サクラ 4本

(イ) マツ 1本

(ウ) モクレン 2本

ウ 必要な樹木には、土壌改良剤（ピートモス）を散布すること。

## 7 技術者の配置

(1) 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第七条

- 第二号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者として配置すること。
- (2) 当該業務の従業員として届け出た者のうち、職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する被雇用者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。

## 8 作業に当たっての注意事項

- (1) 各作業は、発注者の業務に支障のない日（土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を中心に）及び時間帯において行うこととし、これについて発注者と調整して行うこと。また作業中は、車両や樹木などに損害を与えないように注意すること。
- (2) 各作業に当たっては、必ずビニールシート等で養生を行い（土壌面を除く。）、第三者に迷惑にならないように注意すること。（特に石材床面への油汚れの付着防止、せん定時の枝葉等回収の時間短縮に関係するため、注意すること。）
- (3) 業務施行中は、必ず作業中である旨の看板を掲げること。また、看板は出来るだけ歩行者から見やすい位置に配置し、歩行者、通過交通車両に迷惑を及ぼさないようにすること。
- (4) 業務施行中は、作業車（トラック等）や作業者のヘルメットに会社名を表示すること。
- (5) せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

## 9 枝葉等の廃棄

業務の実施によって生じる樹木の枝葉等の廃棄物は、第三者に迷惑をかけることのないよう、環境保全に十分留意し、迅速に処理する。

## 10 報告等

- (1) 受注者は、あらかじめ業務に従事する責任者及び従業員の住所・氏名を報告するものとする。責任者又は従業員に変更があったときも、また同様とする。
- (2) 受注者は、委託業務実施計画書を契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を受けるものとする。ただし、天候等により、やむを得ず各作業の開始、完了時期に変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- (3) 受注者は、毎月の作業完了後、施行写真を添えた完了報告書を10日以内に発注者に提出し、検査を受けるものとする。

## 11 その他

- (1) 業務を実施するに当たっては、発注者と事前に協議して、業務の日時・作業方法等を決定するものとする。
- (2) この仕様書のほか、「公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改定（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）」により業務を実施することとし、疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

令和7年度 本庁舎周辺樹木のせん定等業務設計書

1 直接業務費

区分	種類	形状等	数量	単位	回数	単価	金額	単価	適用	
剪定	黒松	特殊仕上げ	1	本	1			公園共通代価10202	運搬距離15kmまで	
	中・かん木 (円筒形)	樹高 100~200cm	31	本	1			公園共通代価10107	運搬距離15kmまで	
		樹高 200~300cm	44	本	1			公園共通代価10108	運搬距離15kmまで	
	生垣 (全部)	寄植中木	1,416	m	1			公園共通代価10213	運搬距離15kmまで	
		寄植中木	428	m	1			公園共通代価10213	運搬距離15kmまで	
	くろめつつじ・さつまべに・ひらどつつじ・まめつつじ (8月4日前実施分)	寄植低木	1,250	m	1			公園共通代価10101	運搬距離15kmまで	
		寄植低木	229	m	1			公園共通代価10102	運搬距離15kmまで	
		寄植低木	277	m	1			公園共通代価10101	運搬距離15kmまで	
	施肥	バラ (夏季せん定)		6	本	1		第1号代価表	—	
		バラ (冬季せん定)		6	本	1		第2号代価表	—	
交通誘導	高木 (さくら、まつ、もくれん)		7	本	1		公園共通代価30101			
	中・かん木		82	本	1		公園共通代価30102			
	生垣、寄植		1,984	m	1		公園共通代価30102			
処分	交通誘導員B		—	式						
			—	式						

2 共通仮設費 (業務を行うための下準備。仮囲い等) 一式

3 現場管理費 (受注者が現場業務を管理運営するために必要な経費 (福利厚生費等)) 一式

4 一般管理費等 (受注者が企業を維持運営していくために必要な費用 (役員報酬等の一般管理費及び営業利益)) 一式

5 消費税及び地方消費税 一式



